様式第四十九号（第五十九条関係）

四

厚紙白紙
縦54ミリメートル
横86ミリメートル

交付番号第　　号

交付年月日

家畜伝染病予防法第四十八条の二第二項の規定により派遣された家畜防疫員証票

写真

職氏名

生年月日

裏

家畜伝染病予防法（抄）

第四十八条の二　都道府県知事は、家畜の伝染性疾病を予防するため緊急の必要があるときは、他の都道府県知事に対し、家畜防疫員の派遣を要請することができる。この場合において、家畜防疫員の派遣を要請された都道府県知事は、正当な理由がない限り、その派遣を拒んではならない。

２　前項の規定による要請に応じて派遣された家畜防疫員は、その派遣を要請した都道府県知事の指示を受け、当該都道府県の家畜防疫員の行なうべき職権を行なうことができる。